



取引先サステナビリティガイドライン

第2版

愛三工業株式会社

取引先サステナビリティガイドライン

愛三工業は、製品・サービスの提供を通じ、住みよい地球と豊かな社会づくりに貢献したいと考えています。そのため、環境マネジメントの徹底だけでなく、持続可能な社会の実現に寄与していきたいと考えております。本ガイドラインは、実現に向けて取引先の皆様に遵守いただきたい内容になります。

1. 製品・サービス

製品・サービスの安全確保

- ・各国・地域毎に定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

製品の品質

- ・品質は企業の生命線として品質第一を心掛け、製品開発、生産活動における確かな品質を実現するための体制整備と、無理なく実行できる仕組みの構築/運用を行う。

納入・生産

- ・「必要なものを、必要な時に、必要なだけ」生産し、生産準備・生産・納入の各段階で、柔軟かつ確実な対応を行う。

原価改善

- ・グローバルで競争力の高い製品・サービスを提供することで、顧客に求められ続ける企業を目指し、技術開発・生産技術の革新に努めると共に、不断の原価低減活動に努める。

技術

- ・環境・安全・快適の3つの分野で技術の重要性が高まっている。これらの社会・地球環境からの要請とともに、お客様のニーズを的確に把握し、他に先駆けて具現化する能力、更なる高付加価値や競争力の実現を目指す。

製品・サービスに関する適切な情報提供

- ・製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。

2. コンプライアンス

法令およびその精神の遵守

- ・各国・地域の文化・慣習・歴史を尊重し、法令およびその精神を遵守する。
- ・コンプライアンス徹底のための、方針や体制、行動指針・通報制度・教育などの仕組みを整備し、実施する。

機密情報の管理・保護

- ・営業秘密などの、自社の機密情報を厳重に管理し、その利用を適切に行う。
- ・他社の機密情報は正当な権限者から正当な方法で入手すると共に、利用範囲その他の条件を確認し、その範囲内においてのみ使用し、機密を保持し、他社の権利を侵害しない。
- ・従業員、お客様や取引先などに関する個人情報は、全て正当な方法によってのみ入手するとともに、入手した情報は厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

知的財産の保護

- ・自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権等が第三者に侵害されないよう保護し、注意を払う。
- ・第三者の特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産の不正入手や不正使用、ソフトウェア・書籍の不正コピー等の権利侵害を一切行わない。

競争法の遵守

- ・私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用など、各国の競争法に違反する行為を行わない。

輸出取引管理

- ・輸出取引管理に関する法令に従い、輸出する製品・技術等について、規制品目かどうかを確認の上で該非判定書を作成・提供するなどの管理を徹底する。

腐敗防止

- ・政治献金・寄付等は、各国の法律に従って実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。
- ・不当な利益や不当な優遇措置の取得・維持を目的に、顧客・調達先、その他のビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。
- ・簿外取引や架空取引その他の虚偽の取引またはその誤解を与えるような取引を行わず、全ての取引および資産の処分について合理的に詳細で、正確且つ公正に反映した会計記録を作成し、保持する。
- ・贈収賄（※）、談合、マネーロンダリング、不正経理、横領等のあらゆる形態の腐敗行為を行わず、また第三者を介してこれら腐敗行為に加担しない。

※違法な政治献金・寄付、不正な国際送金などを含む

- ・贈収賄や腐敗に関する法令等について、社内教育を実施する。

利益相反の禁止

- ・自社の利益に反して、自己、知人、取引先または第三者の利益を不当に図る行為（利益相反）を行わない。

通報・相談窓口の整備と通告者保護

・不正行為の予防・早期発見を目的として、従業員や取引先を含むステークホルダーが法令違反や人権侵害、不正行為等の懸念を通報・相談するために利用可能で実効性のある窓口を設置するとともに、適時に対応していくため実効的な苦情処理の仕組みを構築する。

・通報・相談された内容は、速やかに対応する。また、通報者の保護のため通報・相談した個人の情報は秘密を保持するとともに、通報・相談したことを理由に、通報者・相談者が報復等の不利益を被らないように適切な措置を講じる。

健全な職場風土づくり

・職場における不正行為を許さない事はもとより、一人ひとりが尊重され、不正が起こりづらい風通しの良い職場づくりに努める。

反社会的勢力への対応

・反社会的勢力、団体に対しては毅然とした態度で臨み、それらの勢力、団体との関係を決して持たない。

適正取引の推進

・下請法その他の法令およびコンプライアンスを遵守して、取引先との適正な取引を確保・推進する。

・購入者や委託者という立場を利用して、優越的地位を背景とした不合理な要求や義務を課すことを許容しない。優越的地位の濫用に関する法規制のある国においては、それらの法令を順守する。

3. 人権

差別の禁止

・あらゆる雇用の場面（応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、宗教、性的指向、性自認、障がい、配偶者や子の有無等を含むいかなる理由の差別を認めない。

ハラスメントの禁止

・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、同調圧力等あらゆる形態のハラスメントや、個人の尊厳を傷つける行為を認めない。

・尊厳を傷つける、または脅迫的、敵対的もしくは不快な就業環境を生み出すような、従業員に対して行われる言語、視覚、身体による行為はハラスメントとみなす。

・いかなるハラスメントの苦情に対しても、直ちに報告や調査を行う。また、従業員が、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、ハラスメントのいかなる事例も報告できるようにする。

児童労働の禁止

・子どもから教育機会を奪い、その発達を阻害するような早い年齢から仕事をさせる児童労働を認めない。

・就労可能年齢は、15歳、各国該当法令等による就労最低年齢または義務教育終了年齢いずれかのうち、最も高いものとする。

・18歳未満の従業員を危険有害業務に使用しない。

・職業訓練や見習については、各国該当法令等が認めている範囲のみで就労可能とする。

移民労働・強制労働の禁止

・暴力、脅迫、債務等によるあらゆる強制労働や、人身取引を含むいかなる形態の現代奴隸も認めない。

・全ての労働は自発的であること、および、従業員が自由に離職できることを確実に保証する。

・雇用の条件として、パスポート、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しを従業員に要求しない。

・採用手数料など、国際規範上で不当とみなされる費用(※)を本人に負担させない。

※ 就職斡旋手数料または研修および旅費、宿泊費、管理費等

・職場や寮の出入りや労働者の移動の自由に不当な制限を課さない。

・正式契約の前に母国語または労働者が理解できる言語の文章で労働条件について労働者に通知し、契約書を取り交わす。また、国外から外国人労働者を採用する場合は、労働者が母国を発つ前に同様の手続きを行う。

適正な賃金

・最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国該当法令等を遵守して従業員に給与を支払う。

・療養の給付、療養費など法定必須給付を支給する。

・給与その他給付、福利厚生および控除は、各国該当法令を遵守して適時明確に従業員に明細を伝える。

・従業員の安定した生活を目指し、生活賃金以上の給与確保に努める。

・就業規則等で定められた適正な基準とプロセスに基づかない懲戒処分や減給は行わない。

適正な労働時間と労務管理

- ・従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定および休日・年次有給休暇の付与その他について、各國・地域の法令を遵守する。
- ・従業員の労働時間を確実に把握し、賃金の不払いを発生させず、業務効率を改善するなど長時間労働の削減に努める。

従業員との対話・協議および結社の自由

- ・従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の該当法令等に基づいて認める。
- ・従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に個人及び／または団体交渉により対話・協議する。
- ・従業員が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、オープンで直接コミュニケーションできる権利を保証する。

安全・健康な労働環境

- ・誰もが安心して働くよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、危険を特定して事故・災害の未然防止に努めるとともに、必要に応じて適切な個人保護用具（保護メガネ・安全帽など）を提供する。
- ・職場での健康増進活動や疾病予防のための指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援する。
- ・妊娠中の女性・育児中の母親に対して危険な労働環境を割り当てず、労働安全衛生上のリスクを無くすように努める。

人財育成

- ・人財育成を通じて、従業員のキャリア形成と能力開発を支援する。

多様性・公平性・包括性の尊重

- ・多様な人財の活躍を重要な経営基盤の一つとして位置づけ、一人ひとりに応じた公平な機会を与え、違いを受け入れる包括性をもった社内文化を育むことに努める。

人権保護の推進と人権デューデリジェンス

- ・事業活動において、人権の尊重を計画的かつ継続的に推進するための体制を整え、人権諸課題の解決に積極的に取り組む。
- ・人権への負の影響を把握、評価、防止、軽減し、その取り組みの効果を検証・改善するための一連の仕組み（人権デューデリジェンス）を整備し、これを継続的に実施する。
- ・人権への負の影響の予防措置を講じるとともに、事業活動によって実際に負の影響を引き起こし、あるいは、助長したことが確認された場合は、適切な手続きを通じて、速やかに、その是正・救済に取り組む。

救済へのアクセス

- ・従業員が、人権に関する懸念事項について通報・相談できる各種窓口の整備を進める。ステークホルダーの人権への懸念を適時に把握し、対応していくため、アクセス可能で実効的な通報や苦情処理の仕組みを構築する。

地域住民等の権利侵害の禁止

- ・地域住民や先住民族の人々に対して、不法な立ち退きの強制や生活環境の著しい破壊等の権利侵害を行わない。
- ・事業活動のために土地を取得、利用等する際には、現地の法規制を遵守する。法規制の遵守に加えて、影響を受ける地域住民や先住民族の人々の理解を得るための配慮(※)に努める。

※「先住民族の権利に関する国際連合宣言に関するビジネス参考ガイド」で示されている

事業によって影響を受ける先住民族の、自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意

(Free, Prior, Informed Consent: FPIC)を得ること、など

4. 環境

環境マネジメントシステム

- ・事業と地球環境との持続可能な共生を目指し、継続的な改善を行う環境マネジメントシステムを確立し、各国・各地域の環境関係法令を遵守するとともに、環境パフォーマンスの最大化に取り組む。

カーボンニュートラル社会への貢献および温室効果ガスの排出削減

- ・あらゆる分野でのエネルギー効率改善(※)に努め、ライフサイクル全体での温室効果ガスの削減活動を推進するとともに、エネルギー・資源の有効活用に取り組む。

※例：省エネルギー・省資源を考慮した効率性の高い機器や製造プロセスの導入および開発、温室効果ガス排出量削減に資する製品開発や、生産活動の効率化、効率的な空調運転など

- ・カーボンニュートラルの実現を目指し、温室効果ガス排出量の把握はもとより、課題工程・課題材料など実態把握に努める。

- ・取引先と協力してサプライチェーン全体でのエネルギー効率の改善を目指し、設備改善・材料置換・再生可能エネルギー導入など、あらゆる削減方策の立案と推進に取り組む。

化学物質の管理

- ・人の健康や環境汚染の可能性がある化学物質などを特定し安全な管理を行う。
- ・各国各地域の関連法令を遵守し、化学物質を管理(廃止、削減等)する。
- ・製品においては、当該国・地域において法令で禁止された化学物質を含有しない。
- ・製造工程においては、当該国・地域において法令で禁止された化学物質は使用せず、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

自然共生社会の構築

- ・自然共生と持続的な社会・事業の両立を目指し、原材料調達を含む部品製造などの事業活動全般において、生態系への影響の軽減・防止など、生物多様性の確保や生態系の保護などに配慮する。

循環型社会・システム構築への貢献

- ・製品の設計・開発にあたっては、枯渇性資源の使用削減や再生材の活用に取り組み、廃棄時の適正処理・リサイクル性にも配慮するなど環境技術で社会に貢献することを目指す。要請があれば、再生材の使用実績を報告する。
- ・廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の利用効率改善により、廃棄物の最終処分量削減を図り、リサイクルの促進に取り組む。

大気・水・土壤等の汚染防止

- ・大気・水・土壤等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。

水環境インパクトの削減

- ・各国・各地域の水環境を考慮し、継続的にインパクトを評価しながら徹底的な使用量の削減と排水管理に取り組む。

5. 責任ある調達

責任ある資源・原材料調達

・人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料（例：紛争鉱物・コバルト・天然ゴム等）の使用による地域社会への影響を考慮した調達活動を行うこととし、懸念のある場合には、使用回避に向けた施策を行う。

6. 地域社会

ステークホルダーへの情報開示

・経営・財務・環境保全・社会・社会貢献に関連する情報をステークホルダーに対して適時・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの健全な関係の構築、相互理解、信頼関係の向上を目指す。

地域への貢献

・世界各国・各地域社会の文化や伝統などを尊重し、地域社会、ステークホルダーとの相互信頼の発展に努める。
・豊かな地域社会とその発展に向け、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しながらコミュニティの成長と豊かな社会づくりに参画し、その発展に貢献する。

7. リスクマネジメント

リスク管理の仕組み構築・運用

・緊急事態の発生を未然に防止、もしくは発生した場合の損害を最小限に抑えるために、企業の事業行動に関するリスクを分析し、全社的な危機管理の仕組みを構築・運用する。

事業継続計画の策定・運用

・災害・事故に対応した早期復旧のための事業継続計画（BCP）を策定・運用する。

※BCP : Business Continuity Plan

情報セキュリティの確保

・コンピューターネットワーク上の脅威に対する防御策（サイバーセキュリティ等）を講じて、機密情報漏洩などで自社および他社に被害を与えないように管理するとともに、従業員に対して定期的に情報セキュリティ教育（標的型攻撃の教育訓練含む）を実施する。

8. サステナビリティガイドライン遵守

- ・モノづくりを支えて頂いているサプライチェーン全体で、本ガイドラインの遵守に取り組みます。
- 取引先の皆様には、本ガイドラインをご熟読・ご理解いただき、お取り組みいただきますようお願いいたします。
- ・本ガイドラインの遵守状況の確認、相互コミュニケーションのため、サステナビリティアンケートによる自主点検の実施やヒアリング、皆様の工場等の現場にお伺いする場合がございます。場合によっては、第三者の監査の形式をとることもございます。
- ・もし、本ガイドラインに反する問題が発生した場合には、迅速にご報告いただくとともに、改善に取組んでいただくようお願いいたします。改善活動に際しては、必要に応じて愛三工業も一緒に取り組ませていただきます。万が一、適切な改善の取り組みがなされない場合には、発注を停止させていただくこともあります。

9. 皆様の取引先への展開

- ・皆様の取引先に対しても、上記の趣旨を踏まえた皆様のサステナビリティ方針・ガイドラインを展開し、啓発活動を通じサステナビリティへの取り組みを周知徹底とともに、浸透・普及に努めていただきますようお願いいたします。
- ・浸透・普及にあたっては、サプライチェーン全体を意識し、これを行い、また、必要に応じたフォロー・是正対応に務めていただきますようお願いいたします。

2024年 1月 制定
2025年 11月 改訂
愛三工業株式会社
調達企画部